

「北本市住宅等リフォーム工事資金補助金」判定フロー

スタート

市内に存する以下のどれかに当てはまる住宅ですか？

- 1 一戸建て住宅
- 2 併用住宅（居住部分のみ対象）
- 3 分譲マンション（専有部分のみ対象）

※アパート、併用住宅における賃貸住宅部分は対象外

NO

交付申請時点で以下の全てに当てはまる住宅等ですか？

- ・築10年以上
- ・不動産登記が完了している
- ・個人が所有している
- ・過去にこの補助金を受けたことがない
- ・建築基準法等に違反していない

NO

申請者は以下の全てに当てはまりますか？

- ・本市に住民票がある
- ・市税等を滞納していない
- ・リフォームする住宅に住んでいる
- ・過去にこの補助金を受けたことがない
- ・補助対象住宅を賃借している場合は所有者の許可を得ている

NO

リフォーム工事着工前ですか？

NO

市内に本社・本店を有する業者が施工する、20万円(税抜)以上のリフォーム工事ですか？

NO

以下のいずれか又は複数に当てはまるリフォーム工事ですか？

- 1 建物の外装（屋根、外壁等）のリフォーム
- 2 居室、浴室、玄関、台所、トイレ等のリフォーム
- 3 増築又は間取りの変更
- 4 住宅を高齢者等の居場所、子ども食堂等へリフォーム

NO

原則、補助対象となります。

補助対象外です。

★ その他の詳細、申請書及び添付書類等については、北本市建築開発課営繕・住宅担当
(Tel048-594-5574) までお問い合わせください。